

鳥取県知事 平井伸治 様

2010年4月27日

日本共産党鳥取県議団

団長 市谷知子

幹事長 錦織陽子

### 2010年6月議会予算要望

民主党政権が発足し、8ヶ月が過ぎようとしています。仕事がない、くらしや営業が大変という状況は続いています。国民の期待とは裏腹に、民主党政権は、公約であった「後期高齢者医療制度の廃止」「障害者自立支援法と応益負担の廃止」「労働者派遣法の抜本改正」「核密約問題の解明」「普天間基地撤去」など、いずれの問題でも解決を図ることができていません。その上、鳩山首相と小沢幹事長の「政治と金」の問題、「陳情窓口一本化問題」や「内閣法制局長の国会答弁禁止」といった民主主義を脅かす逆流、「地域主権」の名の元に社会保障に対する国の責任を放棄する動きが、自公政権時代以上に強まっています。

その結果、国民・県民の民主党政権に対する感情は、「期待」から「失望」「怒り」へと変わりつつあります。しかし、この住民感情は、古い自民党政治への後戻りを望むものではなく、「暮らしの安心」と「平和」を実現する「新しい政治」を望む、大きな流れとなっています。

そして、その「新しい政治」を切り拓くためには、従来の古い自民党政治のゆがみの大本になっている、「大企業中心」「アメリカいいなり」政治から「国民が主人公」の政治への転換がどうしても必要です。

このことは、一昨年から続く経済危機から国民・県民生活を救うためにも、「経済成長」を支える上でも、重要な視点になっています。日本は、リーマンショック以降、経済の落ち込みが一番激しい国となり、それ以前の1997年からの10年間、日本は先進国の中で唯一、「経済成長が止まった国」となっています。中身を見ると、雇用者報酬は2割も落ち込み、中小企業は下請け単価の切り下げ等によって大企業の労働者との賃金格差が広がっています。その一方で、大企業の内部留保金だけが、200兆円から400兆円へと2倍に膨らみ、その多くは国内での設備投資にではなく、海外企業の株を買うなど、海外へと流出しています。こういった大企業による富の独占から、労働者や中小企業・農林水産業、国民生活に還元させる政策、内需拡大の政策へと大きく転換させることが、暮らしを守るためにも、経済成長を支えるためにも、今強く問われています。

とりわけ、大企業が少ない鳥取県においては、破たんした「大企業呼び込み」に多額の税金をつぎ込むのではなく、雇用、地元中小企業・農林水産業や暮らしへの支援を主役にすえた県政にすることが、内需を拡大し、循環型の足腰の強い県経済を築く上で重要です。現在鳥取県がすすめている、「鳥取県経済成長戦略」、「地域主権」の取組が、こういった視点で行われようとしているのか、改めて、再検討・検証する必要があります。

私たちは、以上の立場から、経済危機のもとで深刻化している県民生活を守り、鳥取県経済の発展をめざし、また緊急に発生した問題への対応を合わせ、以下要望いたします。

## 【緊急要望】

### ■中国電力島根原発発電所の「点検漏れ」問題について

中国電力島根原子力発電所の点検モレに、住民の怒りが広がっている。これまでも同社は、データー改ざんや活断層の見落とし、相次ぐ火災の発生など、「安全性」とはほど遠い実態があり、安全管理に対する希薄な意識と隠ぺい体質は許しがたいものがある。また、今回、「第28回定期検査」での「駆動用電動機の未交換」の発覚が未点検問題の発端になっているが、「部品が合わず交換できなかったこと」は、「第26回定期検査」で確認されており、その際、国の電気工作物検査官、原子力安全基盤機構が立ち会いをしているはずであり、責任は中国電力だけでなく、国にもある。また、中国電力の県への報告は3月31日だが、1月には国の原子力安全・保安院は、定期点検で不適合事象を知りながら、関係自治体や住民に知らせていない。さらに通常の中国電力の自主点検部分も独立行政法人「原子力安全基盤機構」が審査し、その報告を国の原子力安全委員会が受けているにもかかわらず、これまで問題が指摘されてこなかった。以上からすると国の責任も重大である。よって以下を求める。

- ① 国にも、謝罪と、責任ある対応、今後のチェック体制の強化を求めること。
- ② 中国電力に対して、徹底した原因分析と再発防止策を求めること。
- ③ 国、中国電力に対して、鳥取県も原発関係自治体として位置付けるよう求めること。
- ④ 安全性が確保できない状態であり、プルサーマル計画の中止を求めること。
- ⑤ 中国電力の実施した活断層調査は不十分であり、国、中国電力に再度調査を求めること。
- ⑥ 国は発電電力量に占める原発の比率を、現状の3割程度から4割(2020年度)、5割(2030年度)へと引き上げることを目指しているが、一步間違えば重大な事故を引き起こすことになる。原発偏重のエネルギー政策の見直しを国に求めること。
- ⑦ 原子力安全・保安院は、組織的に原発推進の経済産業省の傘下であり、チェック機関にふさわしくない。原発行政から独立した規制機関を確立するよう国に求めること。
- ⑧ 原発停止にともなう代替発電利用によって増大した経費を、利用者や自治体におしつけないよう求めること。

## 【要望事項】

### (1)人間らしい雇用のルールを

- ① 労働者派遣法改正案は、「製造業での派遣禁止」としながら「常用型」を対象外、「登録型派遣禁止」としながら「専門 26 業種」を対象外とするなど、「2 つの大穴」が開いている。これらを含めて規制する「労働者派遣法の抜本改正」を 5 年後に先送りすることなく早期に行うよう国に求めること。
- ② 県庁での派遣労働者の雇用をやめ、非常勤職員から正職員への転換を図ること。
- ③ 中小企業支援をセットにした、最低賃金 1000 円以上の引き上げを求めること。
- ④ 独立行政法人雇用・能力開発機構を廃止する法案は今国会では見送られたが、同機構は約 15 万人が利用する職業訓練や、14 万戸の雇用促進住宅の運営を行っており、機構廃止は公的セーフティネットの後退につながる。また、同機構は自公政権下で、2008 年 12 月に職業訓練に特化すると閣議決定され、全国 61 の職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）は、都道府県に移管される計画である。地方や民間に譲渡されれば、全国一律で受けられた地域中小企業の人材育成、再就職支援などが、自治体の財政力によって左右されるおそれもあり、鳥取県内 2 箇所のセンターの統廃合に道を開くことになりかねない。国が責任をもってセンターを運営するよう求めること。

### (2)新卒者の就職難打開のために

- ①新卒者の給与支援をする新卒者雇用奨励金制度を創設すること。
- ②せめて新卒 3 年まで、新卒者として応募できるよう、企業に働きかけること。
- ③就職活動中の生活費や交通費を支援すること。
- ④奨学金の返済猶予制度を拡充すること。

### (3)大企業と中小企業の公正なルールをつくり、中小企業振興の施策の充実を

- ①「下請法」の実効性を担保するため、「下請検査官」による抜き打ち検査と増員を国に求めること。罰金額の大幅増額と、親企業に下請契約や単価決定過程の記録と保存を義務付けるよう求めること。また、下請法にかかる企業の適法範囲を拡大し、親企業による下請いじめの取締を強化すること。県としても、公共事業以外の県の発注や委託においても、下請の委託内容や単価決定の記録を調査すること。
- ②「下請振興法」の第 3 条「振興基準」では、下請単価は、「下請け中小企業の利益」「労働条件の改善が可能」となるよう親企業と下請け企業が協議して決定するとしている。この実効性を担保する手立てをとるよう国に求めること。
- ③「中小企業振興法」（仮称）の制定を国に働きかけること。15 の都府県、41 の市区町村中小企業振興の条例が制定されている。中小企業振興の重要性を掲げ、行政、大型店の地域経済での責任や役割、金融機関も含めた関係機関の連携を明記した「鳥取県中小企業振興条例」（仮称）を制定すること。
- ④中小企業の家賃代や機械リース代などの固定費補助を国に求め、県としても支援すること。
- ⑤「ナシカレー」等が県外で製造されるなど、県産品を生かした商業展開や雇用拡大の支援策が不十分である。農商工連携促進するため、食品加工研究を県の関係機関で行い、研究費用助成を行うこと。また加工場の建設費用を助成すること。

- ⑥ 「住宅リフォーム助成制度」の更なる拡充を検討すること。
- ⑦ 公共事業の入札制度における、最低制限価格を9割まで引き上げること。
- ⑧ 「まちづくり三法」を改正し、大型店の無秩序な出店・撤退の規制や、地元商店との調整、出店規制の床面積を1万㎡から3千㎡にするよう、国に求めること。
- ⑨ アーケードは商店街だけでなく住民の財産でもある。商店組合に求めている維持管理費の負担軽減をはかること。
- ⑩ 金融機関に対し地域貢献を促す「地域金融活性化法」(仮称)の制定と、「責任共有制度」から「全額保証」への転換を国に求めること。制度金融の手数料を天引きすることがないよう、商工業団体に指導を徹底すること。
- ⑪ 「責任共有制度」のもとで、小規模・零細事業所が融資を受けにくくなっている。小額の直貸し制度をつくること。
- ⑫ 商工業団体の経営支援員は、集約化だけでなく、各団体への配置を増員すること。

#### (4) 農林水産業再生と食糧自給率向上のための抜本的な対策を

- ① 現在の「戸別所得補償制度」は生産費も賄えないほど低く、面積一律であり生産意欲と自給率向上につながらない。「価格保障」を中心として「所得補償」を組み合わせ、生産コストを補い、生産意欲の出る制度とすること。また、コメ以外の、大豆や野菜、畜産、果樹の価格保障制度の確立を求め、県としても実施すること。とりわけ、生産に時間と労力を費やす梨は、産地維持のためにも、価格保障制度をつくること。
- ② 安心安全でありながら収量は通常の2割減程度となる有機米などの有機農産物の、価格保障・所得補償制度をつくること。また「有機農産物」の販路拡大の支援を行うこと。
- ③ 2009年産米の暴落回避のため、30万t以上の緊急買い入れを、求めること。
- ④ 転作作物(当面、麦、大豆、飼料作物)への助成金を平均5万円(現在3万5千円)に、米粉・飼料用米は8万円に増額し、地域の実情に合わせて配分できるよう、求めること。
- ⑤ 野菜価格の高騰やそれに伴う販売不振に対する、生産者の損失補てんを検討すること。
- ⑥ 新規就農資金は、新規就農者等に資金面で、無利子資金でサポートするものだが、JAの担当者が「なかなか貸付をうけるのは難しい」というように、貸付実績が少なく、平成18年度以降は0~6件と、せっかくの支援資金が活用されているとはいえない。就農者が借りやすい制度に改善すること。
- ⑦ 農業共済の事務費の国庫負担を復活するよう、国に求めること。
- ⑧ 日米FTA、日豪EPAの中止、およびミニマムアクセス米の「義務的」輸入の中止を国に求めること。
- ⑨ 林業の間伐材搬出助成制度を継続し、単価を元の4千円台に戻すこと。
- ⑩ 路網整備の制度が、申請に3ヶ月と時間がかかりすぎるので、早く手続きできるよにすること。
- ⑪ 県産材の更なる活用をすすめるため、建築物以外の物品等での県産材活用にも支援をすること。
- ⑫ 50年程度かかる木の育成期間を考慮し、新規林業就業者の研修・生活費支援をせめて5年程度まで延長すること。
- ⑬ 国の「森林整備緊急事業」は人件費や燃料費だけでなく、管理費も対象にすること。

- ⑭ 松くい虫防除事業の「談合疑惑」の原因究明をし、事業の適切な執行ができる、業務委託制度のあり方に改善すること。
- ⑮ マグロの資源確保に関する研究を深め、マグロ漁のあり方を検討すること。

## (5) 社会保障の充実を

- ① 「後期高齢者医療制度」の即時廃止を求め、「国民健康保険制度」を使って差別医療の年齢を 65 歳に拡大する政府案に反対すること。後期高齢者医療制度での、窓口で一旦医療費全額負担となる「資格証明書」や、期間の短い「短期保険証」の発行はやめ、正規の保険証を発行するよう求めること。
- ② 県が行う国民健康保険の「保険証取り上げ実態調査」の結果を公表すること。また、「資格証明書」「短期保険証」の発行はやめ、正規の保険証を発行するよう求めること。国保料引き下げのため国庫負担割合の引き上げを求め、県も国保への独自支援を行うこと。国保法 44 条にもとづく医療費窓口負担軽減に取り組むよう市町村を指導し、県立病院の医療費窓口負担軽減制度を確立すること。
- ③ 日本医師会も提言する、診療報酬の引き上げと高齢者と子どもの医療費無料化を国にはたらきかけること。また県として率先して、「鳥取県特別医療費助成制度」を活用し、高齢者、子ども、障がい者の医療費を無料化すること。
- ④ 介護保険の保険料と利用料の減免制度の充実を求めること。介護報酬の更なる引き上げと、介護労働者の直接賃金助成を国に求めること。
- ⑤ 障害者自立支援法の早期廃止、とりわけ応益負担の廃止を福祉部分だけでなく医療部分でも行うよう国に求めること。小規模作業所が残れるよう、国の支援枠の拡充と県・市町村の独自支援制度の延長を検討すること。小規模作業所への通勤費支援、利用料の減免制度をつくること。
- ⑥ 生活保護の老齢加算の復活を求めること。
- ⑦ 「地域主権」の名のもとに、保育所や児童養護施設などの国の最低基準の放棄と、それに伴って予算削減をしないよう、国に求めること。
- ⑧ グループホームでの火災が問題になっているが、県内のグループホームをはじめとする高齢者・障害者施設で、消火器、自動火災報知器、火災通報装置、スプリンクラー、防火責任者が未設置のところがある。設備と必要な人員体制をとるよう指導すると同時に、法で設置が義務付けられず、設置助成もない施設でも、整備できるよう、支援制度を国・県でつくること。また、グループホームや施設の開設の際に県が点検すること。人員体制は複数配置できるよう、制度や報酬体系の改善を求めること。
- ⑨ 社会福祉法人あすなる会から、株式会社「ハマサキ」への資金不正流用事件は、新たに不正内容が発覚するなど、根の深い深刻な問題である。引き続き責任追及するとともに、法人と会社の事実上の責任者である浜崎県議に対する責任追及もすべきである。

## (6) 競争教育から子どもの学ぶ権利を保障する教育を

- ① 競争教育から脱却するため抽出となった「全国学力テスト」の趣旨を生かしきるため、独自参加への支援はやめること。
- ② 県立中高一貫校の設置は、競争教育の低年齢化を招き、とりわけ義務教育期間に重要な、地域・学校・子ども・保護者との連携を希薄にするため、中止をすること。
- ③ 特別支援学校への入学が増加傾向にあり、教室が足りないという声があがっている。教室などの施設の増設と教員の増員を図ること。また、地域の学校にも、必要に応じて適切に、特別支援学級や通級指導教室を設置すること。
- ④ 教育委員会を首長部局に組み込むことはやめること。独立性を生かした、教育委員の公選制や、実質上の予算決定権を確保すること。

## (7) 納税者の権利を保障した、民主的な税制を

- ① 税務行政の執行権限をもたない「鳥取県滞納整理機構」は、納税者に対する「圧力機関」でしかない。廃止すること。また、「機構」においては、「国税徴収法」にもとづく生活実態を把握した適切な手立てをとり、生存権無視の差押さえは絶対にしないこと。

## (8) その他

- ① 米子測候所跡地の利用について

米子測候所は4月1日からは「米子特別地域観測所」として、風、雨、気温、日照など自動観測をしている。今後は国により、観測に必要な最低限の露場を残し、残りの跡地は普通財産として、国で用途計画がない場合は、県・市に意向を聞くとのことだが、なければ民間へ売却ということになる。現地は改築中の米子工業高校の隣接地であり、民間売却ともなれば高層マンションなど立地しかねない。市中の数少ない公有の空き地であり、公有地として所有することが望ましい。「県が買い取りし、活用について住民や教育関係者等と協議すること。または県の買い取りを検討すること。